

鳥取県訓令第7号

現業職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

現業職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令

現業職員の被服の交付及び使用に関する規程（昭和39年鳥取県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び別表の細目の表示に下線が引かれた条及び別表の細目（以下「移動条等」という。）に対応する次の表の改正後の欄中条及び別表の細目の表示に下線が引かれた条及び別表の細目（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には、当該移動条等を当該移動後条等とし、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には、当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示及び追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>（交付の対象、品目等）</p> <p>第2条 被服の交付を受ける職員並びに被服の品目、<u>標準員数及び標準使用期間</u>は、別表のとおりとする。ただし、所属の長は、特別の事由がある場合は、被服の品目の全部又は一部を交付しないことができる。</p> <p>（使用及び保管）</p> <p>第5条 使用者は、被服を常に清潔にする等その保全に留意するとともに、別表に定める<u>標準員数の被服を標準使用期間以上継続して使用するよう努めなければならない。</u></p> <p>2及び3 略</p> <p>（準用規定）</p> <p>第9条 所属の長は、<u>現業職員が現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程（昭和43年鳥取県訓令第5号）の適用を受ける職員と同種の業務に従事する場合には、第2条の規定にかかわらず、当該職員の例により被服を交付することができる。</u></p> <p>別表（第2条、第5条関係）</p>	<p>（交付の対象、品目等）</p> <p>第2条 被服の交付を受ける職員並びに被服の品目、<u>員数、標準使用期間及び形状</u>は、別表のとおりとする。ただし、所属の長は、特別の事由がある場合は、被服の品目の全部又は一部を交付しないことができる。</p> <p>（使用及び保管）</p> <p>第5条 使用者は、被服を常に清潔にする等その保全に留意するとともに、別表に定める<u>標準使用期間以上継続して使用するよう努めなければならない。</u></p> <p>2及び3 略</p> <p>別表（第2条、第5条関係）</p>

被服の交付を受ける職員	品目	標準 員数	標準 使用 期間 (月)	備考	被服の交付を受ける職員	品目	員 数	標準 使用 期間 (月)	備考
1 車庫長、副車庫長及び現業技術員の職務に従事する職員のうち指導管理課に勤務する職員	運転服（上衣）	1	36		1 車庫長の職務に従事する職員並びに副車庫長、自動車整備士及び運転士の職務に従事する職員のうち管財課に勤務する職員	運転服（上衣）	1	36	3人に1着交付するものとする。
	運転服（ズボン）	2	48			運転服（ズボン）	2	48	
	盛夏シャツ	2	48			盛夏シャツ	2	48	
	盛夏ズボン	2	48			盛夏ズボン	2	48	
	ヤッケ	1	60			ヤッケ	1	60	
	布製手袋	4	12			布製手袋	4	12	
布製短靴	1	36		ゴム製前掛け	1	36			
ゴム製半長靴	1	24		ゴム製半長靴	1	24			
2 車庫長、副車庫長及び現業技術員の職務に従事する職員のうち指導管理課以外の機関に勤務する職員でトラック又は大型特殊自動車若しくは小型特殊自動車を運転するものの	作業服（上衣）	2	36		2 副車庫長、自動車整備士及び運転士の職務に従事する職員のうち管財課以外の機関に勤務する職員でトラック又は大型特殊自動車若しくは小型特殊自動車を運転するもの	運転服（上衣及びズボン）	2	36	3人に1着交付するものとする。
	作業服（ズボン）	2	36			盛夏シャツ	2	36	
	盛夏シャツ	2	36			盛夏ズボン	2	36	
	盛夏ズボン	2	36			エンカ服	1	24	
	ヤッケ	1	60			ヤッケ	1	60	
	防寒服	1	60			布製手袋	8	12	
	防寒ズボン	1	60			耐油ゴム製手袋	1	12	
	雨合羽	1	60			ゴム製前掛け	1	36	
	布製短靴	1	24						
	ゴム製半長靴	2	36			布製短靴	1	24	
	防寒靴	1	60			ゴム製半長靴	2	36	
3 車庫長、副車庫長及び現業技術員の職務に従事する職員のうち指導管理課以外の機関に勤務する職員でトラック	作業服（上衣）	2	36		3 副車庫長、自動車整備士及び運転士の職務に従事する職員のうち管財課以外の機関に勤務する職員でトラック	運転服（上衣及びズボン）	2	36	
	作業服（ズボン）	2	36			盛夏シャツ	2	48	
	盛夏シャツ	2	48						

<p>ック又は大型特殊自動車若しくは小型特殊自動車を運転するものの以外のもの</p>	盛夏ズボン	2	48						
	ヤッケ	1	60						
	防寒服	1	60	道路技術に関する業務に従事する職員に限る。					
	防寒ズボン	1	60	道路技術に関する業務に従事する職員に限る。					
	雨合羽	1	60	道路技術に関する業務に従事する職員に限る。					
	布製短靴	1	24						
	ゴム製半長靴	1	24						
	給食用白衣（上衣及び夏上衣）	2	72	皆成学園に勤務する職員に限る。					
	ゴム製半長靴（白）	1	36	皆成学園に勤務する職員に限る。					
	防寒靴	1	60	道路技術に関する業務に従事する職員に限る。					
<p>4 守衛長、副守衛長及び守衛の職務に従事する職員</p>	冬服（上衣及びズボン）	2	60	図1のとおり					
	合服（上衣及びズボン）	2	60	図1のとおり					
	盛夏シャツ（長袖及び半袖）	2	48						
	盛夏ズボン	2	60						
	外とう	1	48	図3のとおり					
	冬服（上衣及びズボン）	2	60	図1のとおり					
	合服（上衣及びズボン）	2	60	図1のとおり					
	盛夏シャツ（長袖及び半袖）	2	48						
	盛夏ズボン	2	60						
	外とう	1	48	図3のとおり					
<p>ク又は大型特殊自動車若しくは小型特殊自動車を運転するものの以外のもの</p>	盛夏ズボン	2	48						
	エンカ服	1	24	3人に1着交付するものとする。					
	ヤッケ	1	60						
	布製手袋	5	12						
	耐油ゴム製手袋	1	12						
	ゴム製前掛け	1	36	3人に1着交付するものとする。					
	布製短靴	1	24						
	ゴム製半長靴	1	24						
	給食用白衣（上衣及び夏上衣）	2	72	皆成学園に勤務する職員に限る。					
	ゴム製半長靴（白）	1	36	皆成学園に勤務する職員に限る。					
帽子	1	36	皆成学園に勤務する職員に限る。						
<p>4 守衛長、副守衛長及び守衛の職務に従事する職員</p>	冬服（上衣及びズボン）	2	60	図1のとおり					
	合服（上衣及びズボン）	2	60	図1のとおり					
	盛夏シャツ（長袖及び半袖）	2	48						
	盛夏ズボン	2	60						
	外とう	1	48	図3のとおり					
	雨合羽	1	36	最小限必要数を備え付けるものとする。					
	布製手袋	2	12						
	ナイロン製手袋	2	12						

	底ゴム張皮短靴	1	24			底ゴム張皮短靴	1	24	
	ゴム製半長靴	1	48			ゴム製半長靴	1	48	
	制帽（冬用及び夏用）	1	48	図2のとおり		制帽（冬用及び夏用）	1	48	図2のとおり
	ネクタイ	2	24			ネクタイ	2	24	
						5 交換手の職務に従事する職員	作業服（上衣）	2	48
							盛夏シャツ	2	48
5 現業職長（畜産に関する業務に係るものに限る。）及び畜産技術の職務に従事する職員	作業服（上衣）	2	48			6 現業職長（畜産に関する業務に係るものに限る。）及び畜産技術の職務に従事する職員	作業服（上衣）	2	48
	作業服（ズボン）	3	24				作業服（ズボン）	3	24
	盛夏シャツ	2	48				盛夏シャツ	2	48
	白衣	1	36	常時大家畜の飼育の業務に従事する職員にあっては、員数を2とする。			白衣	1	36
	ジャンパー（上衣及び頭巾）	1	36				ジャンパー（上衣及び頭巾）	1	36
	雨合羽（上衣、ズボン及び頭巾）	1	24				雨合羽（上衣、ズボン及び頭巾）	1	24
	ゴム製半長靴	2	12				布製手袋	10	12
	安全靴	1	36	常時大家畜の飼育の業務に従事する職員に限る。			ゴム製手袋	1	12
							ゴム製半長靴	2	12
							安全靴	1	36
							登山帽	1	12
6 現業職長（道路技術に関する業務に係るものに限る。）及び現業技術員（道路技術に関する業務に係るものに限る。）の職務に従事する職員	作業服（上衣）	2	36			7 現業職長（道路技術に関する業務に係るものに限る。）及び道路技術員の職務に従事する職員	作業服（上衣）	2	36
	作業服（ズボン）	3	24				作業服（ズボン）	3	24
	作業服（夏ズボン）	2	24				盛夏シャツ	2	24
	盛夏シャツ	2	24				エンカ服	1	36
	エンカ服	1	36				防寒ズボン	1	36
	防寒服	1	36				ジャンパー（上衣及び頭巾）	1	36
	防寒ズボン	1	36				雨合羽（上衣）	1	12
	ジャンパー（上衣及び頭巾）	1	36						
	雨合羽（上衣）	1	12						

調理員の職務に従事する職員 (男子)	盛夏ズボン	2	48		調理員の職務に従事する職員 (男子)	盛夏ズボン	2	48											
	ゴム製半長靴	1	12			ゴム製手袋	3	12		ゴム製前掛け	2	12		ゴム製半長靴	1	12		調理帽	2
10 現業職長(調理に関する業務に係るものに限る。)調理師及び調理員の職務に従事する職員 (女子)	白衣(上衣及び夏上衣)	2	24		11 現業職長(調理に関する業務に係るものに限る。)調理師及び調理員の職務に従事する職員 (女子)	白衣(上衣及び夏上衣)	2	24											
	作業服(ズボン)	2	24			作業服(ズボン)	2	24											
	盛夏ズボン	2	48			盛夏ズボン	2	48											
	ゴム製半長靴	1	12			ゴム製手袋	3	12		ゴム製前掛け	2	12		ゴム製半長靴	1	12		三角布	2
11 現業職長(農業に関する業務に係るものに限る。)及び農業技手の職務に従事する職員	作業服(上衣)	2	48	農林総合研究所園芸試験場(以下「園芸試験場」という。)に勤務する職員にあっては、標準使用期間を36月とする。	12 現業職長(農業に関する業務に係るものに限る。)及び農業技手の職務に従事する職員	作業服(上衣)	2	48	園芸試験場に勤務する職員にあっては、使用期間を36月とする。										
	作業服(ズボン)	2	24	園芸試験場に勤務する職員にあっては、標準員数を3とする。		作業服(ズボン)	2	24	園芸試験場に勤務する職員にあっては、員数を3とする。										
	盛夏シャツ	2	48	園芸試験場に勤務する職員にあっては、標準使用期間を36月とする。		盛夏シャツ	2	48	園芸試験場に勤務する職員にあっては、使用期間を36月とする。										
	エンカ服	1	36	農林総合研究所農業試験場(以下「農業試験場」という。)及び園芸試験場に勤務する職員に限る。		エンカ服	1	36	農業試験場及び園芸試験場に勤務する職員に限る。										
	防寒服	1	36			防寒服	1	36											
	防寒ズボン	1	36			防寒ズボン	1	36											
	ジャンパー(上衣及び頭巾)	1	36	園芸試験場に勤務する職員に限る。		ジャンパー(上衣及び頭巾)	1	36	園芸試験場に勤務する職員に限る。										
	雨合羽(上衣、ズボン及び頭巾)	1	24			雨合羽(上衣、ズボン及び頭巾)	1	24											
						布製手袋	8	12		ビニール製手	1	12							

	岡足袋	2	12			袋			
	ゴム製半長靴	1	12			岡足袋	2	12	
	田植え長靴	1	12	農業試験場に勤務する職員に限る。		ゴム製半長靴	1	12	
	防寒靴	1	36	農業大学校及び園芸試験場に勤務する職員に限る。		田植え長靴	1	12	農業試験場に勤務する職員に限る。
	安全靴	1	36	農業試験場に勤務する職員に限る。		防寒靴	1	36	農業大学校及び園芸試験場に勤務する職員に限る。
						安全靴	1	36	農業試験場に勤務する職員に限る。
						登山帽	1	12	
12 現業職長（林業に関する業務に係るものに限る。）及び林業技術の職務に従事する職員	作業服（上衣）	2	48		13 現業職長（林業に関する業務に係るものに限る。）及び林業技術の職務に従事する職員	作業服（上衣）	2	48	
	作業服（ズボン）	2	48			作業服（ズボン）	2	48	
	防寒服	1	36			雨合羽（上衣、ズボン及び頭巾）	1	36	
	防寒ズボン	1	36			ゴム製半長靴	1	36	
	雨合羽（上衣、ズボン及び頭巾）	1	36			キャラバンシューズ	1	36	
	ゴム製半長靴	1	36			防寒靴	1	36	
	キャラバンシューズ	1	36						
	防寒靴	1	36						
13 介助員の職務に従事する職員	看護衣（長袖）	3	36		14 介助員の職務に従事する職員	看護衣（長袖）	3	36	
	看護衣（半袖）	2	24			看護衣（半袖）	2	24	
	トレーニングパンツ	2	48			トレーニングパンツ	2	48	
	ナース靴	2	12			ナース靴	2	12	
						三角布	2	24	
					15 現業職長（寮父に関する業務に係るものに限る。）及び寮父の職務に従事する職員	作業服（ズボン）	2	48	
						盛夏シャツ	2	48	
						盛夏ズボン	2	48	
						白衣（上衣）	2	24	
						ゴム製手袋	1	12	
						ゴム製半長靴	1	36	
						帽子	1	12	
					16 現業職長（寮母に関する業務に係るものに限る。）及び寮母の職務に従事する職員	作業服（ズボン）	2	48	
						盛夏シャツ	2	48	
						盛夏ズボン	2	48	
						白衣（上衣）	2	24	

					職員	ゴム製手袋	1	12
						ゴム製半長靴	1	36
						三角布	1	12
14 略					17 略			
図 略					図 略			

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の前において、現に改正前の現業職員の被服の交付及び使用に関する規程の規定により交付されている被服のうち、改正後の現業職員の被服の交付及び使用に関する規程の規定により交付されないこととなるものについては、同日以後も使用することができる。